

【船員派遣事業等フォローアップ会議（平成 21 年 12 月 21 日開催）資料】

平成 21 年 12 月 21 日

船員派遣事業の実施状況について

平成 17 年 4 月から導入された船員派遣事業については、本日現在で 201 事業者について許可を行ったところである。

これら許可事業者については、許可後 3 ヶ月経過を目途に、許可申請事項及び船員派遣事業の実施状況等を確認するため事業場監査を実施しており、今般、許可事業者のうち 11 事業者（平成 21 年 1 月、3 月及び 5 月に許可をした事業者及びその前に許可をした事業者であって船員派遣を実施した事業者を対象）について、当該事業場監査を関係地方運輸局等において次のとおり実施した。

また、平成 20 年 6 月より船員派遣事業許可の更新が行われており、現在、114 事業者の許可の更新を行っているところである。これらの事業者に対しては、許可の有効期間（5 年）内に最低 1 回の事業場監査を実施することとしており、今般、許可を更新した事業者のうち 25 事業者についても、事業場監査を関係地方運輸局等において実施したところである。

なお、今回の事業場監査においては、船員派遣を実施する際の雇入の届出を行っていなかった事業者があったほか、船員派遣を実施していた 27 事業者のうち 12 事業者について派遣元管理台帳の記載事項の漏れがあった等の不備事項が発見されたので、所要の指導を行い是正を図ったところである。

また、教育訓練を実施していなかった 1 事業者のほか、安全衛生教育訓練に係る通知をしていない、または、通知を受けていない 6 事業者に対して教育訓練の確実な実施及び所要の手続きを適切に行うよう指導を行うとともに、派遣船員に必要な安全衛生教育訓練について公的な機関を活用するよう併せて指導を行ったところである。

・ 監査実施期間：平成 21 年 5 月 1 日～平成 21 年 11 月 30 日

・ 監査実施事業者：36 事業者

・ 監査実施機関：地方運輸局等【6 局】

・ 監査結果

1. 監査実施（対象）事業者の概要

（1）船員派遣事業以外に兼業している事業

（事業者）

イ．外航海運業：	2
ロ．内航海運業：	26
ハ．船舶管理業：	3
ニ．船舶代理店業：	2
ホ．兼業なし：	1
ヘ．その他：	7

	(事業者)
一般旅客定期航路業	: 1
漁業	: 1
建設業	: 1
海洋調査	: 1
貨物運送取扱事業(第1種利用運送業)	: 1
警戒船・作業船・測量船等業務	: 1
港湾土木請負業	: 1

(2) 船員派遣の実施状況

(事業者)

- イ. 船員派遣実施事業者: 27
- ロ. 船員派遣未実施事業者: 9

(3) 派遣船員等の状況

- イ. 派遣船員を含む雇用船員: 1,434人
 - 派遣船員: 446人
 - 派遣船員以外の雇用船員: 988人
 - ・ 常用雇用: 988人
 - ・ 期間雇用: 0人
- ロ. 監査時に乗船中の派遣船員: 150人
- ハ. 監査時までには派遣した派遣船員: 延べ1,745人
- ニ. 監査時までには派遣した船舶: 実数143隻
 - 【内航: 135隻 外航: 4隻 漁業: 3 海底電線施設: 1】
- ホ. 監査時までには派遣した船舶: 延べ481隻
- ヘ. 船員派遣を行った派遣先: 98事業者
 - 【国内企業: 97事業者 海外企業: 1事業者】

2. 是正指導の状況

- (1) 是正指導を行い、是正が図られた事業者: 12事業者

(2) 不備事項の内容

- イ. 派遣船員関係 (是正指導: 2事業者 2件)
- ロ. 船員派遣契約関係 (是正指導: 5事業者 7件)
- ハ. 派遣船員への就業条件等明示関係 (是正指導: 6事業者 9件)
- ニ. 派遣先への派遣船員に関する通知関係 (是正指導: 3事業者 5件)
- ホ. 派遣元管理台帳関係 (是正指導: 4事業者 6件)

3. 教育訓練の実施状況

船員派遣を実施していた27事業者中26事業者が、派遣船員に対する教育訓練を実施していたが、1事業者が派遣元が行うべき安全衛生教育訓練を派遣先の同教育訓練の中で代用していた。

また、一部、安全衛生教育訓練に係る通知をしていない、または、通知を受けていない事業者があった。

これらの事業者に対しては、安全衛生教育訓練を確実に行うよう、また、通知に関しては、教育訓練に係る所要の手続きを適切に実施するよう指導を行うとともに、派遣船員に必要な安全衛生教育訓練について公的な機関を活用するよう併せて指導を行ったところである。

1. 船員派遣事業等フォローアップ会議の概要

本会議は、船員派遣事業制度の導入に当たり、「船員派遣制度及び職業紹介制度については、施行の状況を勘案して、必要に応じて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが適当であり、そのため官労使によるフォローアップの場を設ける。」とされたことを受け、平成17年7月に設置されてものである。

2. 委員等名簿(平成21年12月現在、敬称略、50音順)

座長：野川 忍	明治大学法科大学院教授
小塚 莊一郎	上智大学教授
(労働者側)	
池田 秀男	全日本海員組合国際・国内政策局長
高橋 健二	全日本海員組合水産局長
田中 伸一	全日本海員組合総務局長
中澤 政光	全日本海員組合国内局長
(使用者側)	
遠藤 雄三	(社)日本旅客船協会労務部長
上窪 良和	日本内航海運組合総連合会船員政策委員
小坂 智規	(社)大日本水産会常務理事
吉田 秀一郎	(社)日本船主協会海務部労政担当リーダー
(国土交通省)	
西村 典明	海事局運航労務課長
吉田 晶子	海事局海事人材政策課長
(事務局)	
海事局海事人材政策課雇用対策室	